

定 款

株式会社エコノス



# 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社エコノスと称し、英文では ECONOS Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 古物商
- (2) 電気器具、住宅設備機器、各種ソフト、楽器およびこれ等に関連する物品の販売
- (3) 精密機器類およびこれ等に関連する物品の販売
- (4) キャラクター商品およびこれ等に関連する物品の販売
- (5) 玩具、遊具、文具およびこれ等に関連する物品の販売
- (6) 書籍およびこれ等に関連する物品の販売
- (7) 鉢植え植物、苗木、花および園芸用品等の販売
- (8) ペットおよびペット用品の販売
- (9) 熱帯魚、金魚等の観賞用魚類およびその飼育用品の販売
- (10) エコバック等の地球温暖化対策および環境保全に役立つ商品の開発および販売
- (11) 果汁飲料等および清涼飲料等ならびに菓子類等の販売
- (12) インターネットを利用した物品の販売
- (13) 不動産の管理、賃貸、売買ならびにその斡旋
- (14) 飲食店の経営
- (15) 酒類の販売業
- (16) インターネット上でのサービス情報提供事業
- (17) インターネットを利用した広告事業
- (18) カーボン・オフセット・プロバイダー事業
- (19) 環境コンサルタント事業
- (20) 各種保険代理業
- (21) 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、260万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株主名簿ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社より受ける財産上の利益（以上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役及び顧問)

第27条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつ

て免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

### (附則)

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第2条 前条及び本条は、平成27年7月15日まで有効とし、平成27年7月16日をもって前条及び本条を削るものとする。

### (附則)

1. この定款の改廃は、株主総会の決議による。

平成19年6月28日改正

平成19年8月27日改正

平成20年6月27日改正

平成25年6月27日改正

平成26年1月10日改正

平成26年6月26日改正

平成27年3月31日改正

平成28年6月28日改正